

九重町地熱発電事業検討委員会設置規則

(趣旨)

第1条 この規則は、九重町地熱資源の保護及び活用に関する条例(九重町条例第33号。以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、九重町地熱発電事業検討委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の組織等)

第2条 委員会の委員は、次の掲げるもののうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域住民代表
- (3) 温泉関係団体代表者
- (4) 環境関係団体代表者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

2 委員の任期は4年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の規定にかかわらず、団体の代表者及び公職にあることにより委員を任命された場合において、その職を退いたときには、その委嘱を解くものとする。

(委員会の所掌事項)

第3条 条例第9条の規定に基づき、委員会は次に掲げる事項について、事業者より説明を受けた後に、調査審議を行うものとする。

- (1) 事業の計画及び実施に関する事項
- (2) 事業の実施による既存資源や周辺環境への影響に関する事項
- (3) 地域の合意形成に関する事項
- (4) 地域振興策に関する事項

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(関係者の出席等)

第5条 委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見の聴取又は資料の提出を求めることができる。

2 委員会において必要であると認めるときは、当該事業者の同意を得た上で、関係者は委員会の傍聴を行うことができる。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議、会議資料及び会議録は非公開とする。ただし、議事要旨を作成し、これを公開できるものとする。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、商工観光・自然環境課が行う。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。